

第30号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月28日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給率を次のとおり改める。(第22条関係)

		手当区分	改正案		現 行	
			6月期	12月期	6月期	12月期
			支給率	支給率	支給率	支給率
一般職	再任用職員以外	期末手当	120 /100	120 /100	127.5 /100	127.5 /100
	再任用職員		67.5 /100	67.5 /100	72.5 /100	72.5 /100
	再任用職員以外	勤勉手当	95 /100	95 /100	95 /100	95 /100
	再任用職員		45 /100	45 /100	45 /100	45 /100

(2) 令和4年6月期の期末手当の特例(改正附則第2項関係)

令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分ごとに、次に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

ア 再任用職員以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

3 施行期日

令和4年4月1日

令和4年6月期における期末手当の特例について

職種	R2年度			改正内容	R3年度			R4年度			
	6月	12月	計		6月	12月	計	6月	12月	計	
一般職	再任用以外	1.275	1.275	2.55	A：人勧どおりの場合	1.275	1.125	2.40	1.20	1.20	2.40
					B：条例改正案（本則）		1.275	2.55	1.20	1.20	2.40
					C：条例改正案 （附則による特例）		B-A=0.15月 ※Aの場合に比べ多く支給された額（=調整額a）は、 $\boxed{\text{期末手当の実支給額}} \times \frac{0.15}{1.275}$		支給額から調整額aを控除して支給		
	再任用	0.725	0.725	1.45	A：人勧どおりの場合	0.725	0.625	1.35	0.675	0.675	1.35
					B：条例改正案（本則）		0.725	1.45	0.675	0.675	1.35
					C：条例改正案 （附則による特例）		B-A=0.1月 ※Aの場合に比べ多く支給された額（=調整額b）は、 $\boxed{\text{期末手当の実支給額}} \times \frac{0.1}{0.725}$		支給額から調整額bを控除して支給		
特別職	市議会議員 市長 副市長 教育長 病院事業管理者	2.225	2.225	4.45	D：Aに準拠していた場合	2.225	2.075	4.30	2.15	2.15	4.30
					E：条例改正案（本則）		2.225	4.45	2.15	2.15	4.30
					F：条例改正案 （附則による特例）		E-D=0.15月 ※Dの場合に比べ多く支給された額（=調整額c）は、 $\boxed{\text{期末手当の実支給額}} \times \frac{0.15}{2.225}$		支給額から調整額cを控除して支給		

A：人勧どおりの場合 例年どおり，人事院勧告に基づき，令和3年12月に改正が行われていた場合の期末手当の支給月数

B，E：条例改正案（本則） 令和3年度に実際に支給された期末手当の支給月数と，今回本則において改正する令和4年度の期末手当の支給月数案

C，F：条例改正案（附則による特例） 上記の差額を調整するため，令和4年6月期の期末手当において控除する額

※会計年度任用職員においては，期末手当の支給月数の減額は令和4年度から反映することとし，令和3年12月支給分の調整は行わない。